

特定創業支援を受けたことの証明書

「特定創業支援等事業(創業セミナーなど)」により支援を受けた場合、その証明を受けることができます。

この証明書により、創業に関する支援制度が活用できます！

証明書発行対象者

次の①②の両方に該当する者

①次のいずれかに該当する者

- ・これから創業を行おうとする者(事業を営んでいない個人)
 - ・事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
- ②創業セミナーを受講し、修了証を受領した者

証明書交付の流れ

創業支援等事業者
によるセミナー受講



菊陽町へ
証明書交付申請



証明書完成

菊陽町商工会: 創業セミナー
熊本県商工会連合会: 創業スクール
※8割以上出席すること

約5営業日程度で完成
窓口または郵送で受け取り

証明により活用できる支援制度について

- ・会社設立時の登録免許税の軽減措置
(株式会社又は合同会社は通常資本金の0.7%のところ0.35%に)
- ・創業関連保証の特例
(無担保・第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の6か月前から利用可能に)
- ・日本政策金融公庫による新規開業支援資金の貸付利子の引き下げ

お問合せ・申請先

メール、郵送または窓口にご提出ください

◆メール: shoko@town.kikuyu.lg.jp

◆郵送・窓口

〒869-1192 菊陽町久保田2800

菊陽町役場 商工振興課

096-232-2165



詳しくは町ホームページをご覧ください
申請書類はこちらからダウンロードできます